

久留米市上下水道料金コンビニエンスストア等収納業務委託契約書（案）

久留米市企業局（以下「甲」という。）と受注者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、上下水道料金の収納に関する事務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、収納事務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、この契約による収納業務を履行するにあたり、地方公営企業法、久留米市企業局会計規程、久留米市上下水道料金収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、その他関係法令を遵守するものとする。

3 乙は、この契約書に定める事項のほか、仕様書及び収納業務委託に基づき、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって収納事務を履行しなければならない。

（収納事務の内容）

第2条 甲が、本契約により乙に委託する業務（以下「業務」という。）は、仕様書のとおりとする。

2 業務の履行場所は、福岡県久留米市合川町2190番地3久留米市企業局とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。なお、収納業務は令和4年1月30日（日）から開始のこと。

（委託料）

第4条 甲が乙に支払う委託料は、初期費用については初回請求時に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を支払い、基本料金及び取扱手数料については1ヵ月毎に次に定める単価により算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を請求し支払いするものとする。

(1) 初期費用 円

(2) 基本料金 円/月

(3) 取扱手数料 円/件

2 乙は、毎月10日までに前月分の委託料を甲に対して請求するものとし、甲は同月末日までに乙の指定する口座へ振込むものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金の額は、第4条第1項の委託料に12月を乗じた金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、久留米市契約事務規則第27条に該当するものとして、甲が

契約保証金を減免することとした場合、この限りではない。

(帳簿等の検査)

第6条 甲は、収納業務に関する乙の帳簿、書類等を必要に応じて検査することができる。乙は、甲の請求があった場合は、関係書類を甲に提出しなければならない。

(計画・報告の義務)

第7条 乙は、この契約の履行に関する収入代行日程表を策定し、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は、この契約の履行にあたって事故が発生したときは、甲に直ちに連絡し、その指示を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、収納業務の全部又は一部を第三者（フランチャイズ加盟店を除く。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。また、再委託の変更についても同様とする。

(法令上の責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、業務の履行に際し、乙の故意又は過失、その他乙の責めに帰すべき事由により、甲又は上下水道料金の納入義務者に損害を与えたときは、その一切の損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が責任を負うものとする。

(情報の保護)

第12条 乙は、業務の履行について甲の情報保護のために次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。
- (3) 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。
- (6) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。
- (7) 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、収納結果を別途、情報処理会社へデータ処理を依頼する場合以外は、この契約による収納事務を履行するにあたって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の定めは、この契約の期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても有効に存続するものとする。

(契約の解除)

第14条 乙がこの契約を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、甲は本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。ただし、その不履行の内容が、契約目的の達成に影響しない程度に軽微なものであるときはこの限りではない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の履行ができなくなったとき。

- (2) 乙が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 前2号の他、乙が契約の履行をせず、甲が催告をしても契約の目的を達するに足る履行がされる見込みがないことが明らかなとき。
 - (4) この契約の締結及び履行に際し重大な不正行為を行ったとき。
 - (5) 関係法令、規則等の規定に違反したとき。
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (7) 破産、会社更生若しくは民事再生手続きその他これらに類する手続きの申し立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (8) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し契約の目的を達することができないと認められたとき。
- 3 第1項及び前項の解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
 - 4 乙は、第1項及び第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として第4条の委託料に12月を乗じた金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払うとともに、甲が被った損害を賠償しなければならない。
 - 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第1号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定により選任された再生債務者等。
 - 6 第4項及び前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
 - 7 前条若しくは本条第1項又は第2項の規定によりこの契約が終了したときは、甲はバーコード付納入通知書の発行を中止し、かつできる限り速やかに既発行済みのバーコード付納入通知書の回収に努めるものとする。
 - 8 前条若しくは本条第1項又は第2項の規定によりこの契約が終了した時点で完結していない業務、及びこの契約の終了後にコンビニエンスストア等がバーコード付納入通知書に基づき収納した上下水道料金については、乙は当該収納金引渡事務完了までこの契約の定めに従い残存業務を遂行するものとし、この限りにおいてこの契約は有効に存続するものとする。
 - 9 本条の規定は、契約の解除をすることが甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

(暴力団排除措置による解除)

第15条 甲は、福岡県警察からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として、乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 前条第4項及び第6項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(免責事項)

第16条 甲と上下水道料金の納入義務者との間の債権債務及び納入通知書の記載事項に関する紛議については、甲の責任において処理し、乙は一切の責任を負わないものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

第17条 乙は、仕様書等によることができないとき、又は仕様書等に明示されていない事項

があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(仕様書等の変更)

第18条 甲は、仕様書等に誤謬又は脱漏があるとき、その他必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより収納事務現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(障害者に対する遵守事項)

第20条 乙は、委託業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(合意管轄)

第22条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協

議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 久留米市合川町2190番地の3
久留米市
久留米市企業管理者 徳永 龍一 印

乙

印